指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働省告示第538号、第548号）200701改訂

第1条 サービスの種類	居宅介護サービス費					重度訪問介護サービス費			行動援護サービス費	
	身体介護中心 居宅における	通院等介助中心（身体を伴う）	家事援助中心	通院等介助中心（身体を伴わない）	通院等乗降介助中心	重度訪問介護従事者等	重度に援護を注ぐ障害者等に行った場合	区分6に該当する者に行った場合	行動援護従事者等	
1 介護福祉士	●	●	●	●	●	●	15%加算	7.5%加算	○	○ 70%
2 居宅介護従業者養成研修を修了した者										
（障がい者・児ホームヘルパー養成研修1級課程）	●	●	●	●	●	●	15%加算	7.5%加算	○	○ 70%
（ 2級課程）							15%加算	7.5%加算		
（ 3級課程）	● 70%	● 70%	● 90%	● 90%	● 90%		15%加算	7.5%加算	×	
3 重度訪問介護従業者養成研修を修了した者（基礎研修課程修了者：10時間のみ）	● 重度	● 重度	● 90%	● 90%	● 90%	●	×	×	×	
（追加研修課程修了者：計20時間）							15%加算	7.5%加算		
4 行動援護従業者養成研修を修了した者	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○ 70%
下記研修課程に相当するものと知事が認める研修を修了した者（平成18年9月30日において）										
5 居宅介護従業者養成研修課程に相当										
（障がい者・児ホームヘルパー養成研修1級課程相当）	●	●	●	●	●	●	15%加算	7.5%加算	○	○ 70%
（ 2級課程相当）							15%加算	7.5%加算		
（ 3級課程相当）	● 70%	● 70%	● 90%	● 90%	● 90%		15%加算	7.5%加算	×	
6 重度訪問介護従業者養成研修課程に相当（基礎研修課程相当修了者：10時間のみ）	● 重度	● 重度	● 90%	● 90%	● 90%	●	×	×	×	
（追加研修課程相当修了者：計20時間）							15%加算	7.5%加算		
7 行動援護従業者養成研修課程に相当	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○ 70%
下記課程に相当するものと知事が認める研修を受講中の者で、10月1日以降に研修課程を修了した者（平成18年9月30日において）										
8 居宅介護従業者養成研修課程に相当										
（障がい者・児ホームヘルパー養成研修1級課程相当）	●	●	●	●	●	●	15%加算	7.5%加算	○	○ 70%
（ 2級課程相当）							15%加算	7.5%加算		
（ 3級課程相当）	● 70%	● 70%	● 90%	● 90%	● 90%		15%加算	7.5%加算	×	
9 重度訪問介護従業者養成研修課程に相当（基礎研修課程相当修了者：10時間のみ）	● 重度	● 重度	● 90%	● 90%	● 90%	●	×	×	×	
（追加研修課程相当修了者：計20時間）							15%加算	7.5%加算		
10 行動援護従業者養成研修課程に相当	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○ 70%
11 介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（介護員養成研修を修了した者）										
（介護職員基礎研修課程）	●	●	●	●	●	●	15%加算	7.5%加算	△	△ 70%
（介護員養成研修1級課程）							15%加算	7.5%加算		
（介護員養成研修2級課程）							15%加算	7.5%加算		
（介護員養成研修3級課程）	● 70%	● 70%	● 90%	● 90%	● 90%		15%加算	7.5%加算	×	
12 身体・知的・児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者で、知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者（平成18年3月31日において）										
◎（知事承認従業者）※大阪市長、堺市長証明者含む ホームヘルパー	● 70%	● 70%	● 90%	● 90%	● 90%	●	15%加算	7.5%加算	▲ ▲ 70% 国 / × 注1 府	
日常生活支援（重度訪問介護に相当）									×	
◎（知事承認従業者）※大阪市長、堺市長証明者含む 知的障がい者ｶﾞｲﾄﾞ	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	×	×	×	▲ ▲ 70% 国 / × 注1 府	
◎（知事承認従業者）※大阪市長、堺市長証明者含む 視覚障がい者ｶﾞｲﾄﾞ	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	×	×	×	×	
◎（知事承認従業者）※大阪市長、堺市長証明者含む 全身性障がい者ｶﾞｲﾄﾞ	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	● 注2	15%加算 注2	7.5%加算 注2	×	
13 ｶﾞｲﾄﾞﾍﾙﾊﾟｰ養成研修を修了した者										
14 ｶﾞｲﾄﾞﾍﾙﾊﾟｰ養成研修課程に相当するものと知事が認める研修を修了した者（平成18年9月30日において）										
15 ｶﾞｲﾄﾞﾍﾙﾊﾟｰ養成研修課程に相当するものと知事が認める研修を受講中の者で、10月1日以降に研修課程を修了した者（平成18年9月30日において）										
（視覚障がい者外出介護従業者養成研修課程修了者）	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	×	×	×	×	国
（知的障がい者外出介護従業者養成研修課程修了者）						×	×	×	○ ○ 70%	
（全身性障がい者外出介護従業者養成研修課程修了者）						● 注2	15%加算 注2	7.5%加算 注2	×	府

●	サービスに従事できるもの
●70%	サービスに従事できるが、所定単位数の70%に相当する単位数を算定するもの
●90%	サービスに従事できるが、所定単位数の90%に相当する単位数を算定するもの
●重度	サービスに従事できるが、重度訪問介護サービス費の所定単位数で算定するもの
○	知的障がい者・児、精神障がい者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に2年以上従事した経験を有するものについて、サービスに従事できるもの
○70%	知的障がい者・児、精神障がい者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年以上2年未満従事した経験を有するものについて、加えて行動援護従業者養成研修を受講した場合サービスに従事できるが、所定単位数の70%に相当する単位数で算定するもの
△	平成15年2月22日以前の修了者で、知的障がい者・児、精神障がい者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に2年以上従事した経験を有するものについて、サービスに従事できるもの （大阪府における特例）
△70%	平成15年2月22日以前の修了者で、知的障がい者・児、精神障がい者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年以上2年未満従事した経験を有する者が、加えて行動援護の研修を受講した場合サービスに従事できるが、所定単位数の70%に相当する単位数を算定するもの （大阪府における特例）
▲	相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者で、知的障がい者・児、精神障がい者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に2年以上従事した経験を有するものについて、サービスに従事できるもの
▲70%	相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者で、知的障がい者・児、精神障がい者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年以上2年未満従事した経験を有するものについて、加えて行動援護の研修を受講した場合サービスに従事できるが、所定単位数の70%に相当する単位数を算定するもの

注1及び注2について、大阪府の特例を適用するものとする。

（注1については、ヘルパー研修が未だに未修了であり研修を受講することを指導しているため）

（注2については、重度訪問介護従業者と同様の資格として大阪府が認めた者であること。但し、移動介護に従事する場合に限る）

※看護師及び准看護師は、1級ヘルパー相当